

## 第18回 行政手続部会 議事録

1. 日時：令和元年5月14日（火）16:59～18:38

2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林委員

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）

一般社団法人全国銀行協会：伊藤委員会室長

一般社団法人全国銀行協会：干場事務・決済システム部次長

厚生労働省：迫井大臣官房審議官

厚生労働省：北波医政局総務課長

厚生労働省：牛島職業安定局需給調整事業課長

厚生労働省：加藤職業安定局需給調整事業課長補佐

厚生労働省：船谷職業安定局需給調整事業課長補佐

厚生労働省：田村子ども家庭局子育て支援課長

厚生労働省：竹林子ども家庭局保育課長

厚生労働省：尾崎老健局振興課長

4. 議題：

（開会）

1. 全国銀行協会からのヒアリング

・税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポートについて

2. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（厚生労働省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間となりましたので、第18回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、原委員、國領専門委員が御欠席でございます。残りの方々は遅れて見えられると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の1つ目は、税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会の調査レポートに關しまして、全国銀行協会の伊藤様、干場様より御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところをどうもありがとうございます。どうぞお座りください。早速ですが、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤委員会室長 三井住友銀行の伊藤でございます。本日はこういう機会をいただきましてありがとうございます。

では、座って御説明させていただきます。

早速でございますけれども、当方からは、皆様のお手元に資料をお配りしていますけれども、昨年度の「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の調査レポートについて御説明をさせていただきたいと思います。その後の御質問等には、私と、隣に座っております全銀協の事務・決済システム部の干場次長で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の「調査レポート（概要）」をご覧くださいければと思います。

1 ページでございます。本勉強会ですけれども、昨年3月に金融界、関係省庁、日本銀行、地方公共団体、IT事業者、一般事業法人等、幅広い分野の関係者の方々をお招きいたしまして、税・公金収納・支払のさらなる効率化に向けた意見交換を行うために設置させていただきました。

構成メンバーは、1 ページの左下にお示ししているとおりでございます。1 年間に計5 回開催いたしまして、右側でございますけれども、本年3月にその検討結果を調査レポートとして取りまとめ、公表いたしております。

レポートでございますが、右下にございますように、大きくは「Ⅰ. 税・公金の現状と課題」「Ⅱ. 課題の解決に向けて」「Ⅲ. 今後の対応」という3つのパートで構成しております。

以下、その概要を御説明したいと思います。

2 ページをご覧くださいきたいと思います。御案内のとおり、税・公金は、納付者が国または地方公共団体に租税や社会保険料等として納付する金銭のことを指しておりまして、主なものを左上の表にお示ししているところでございます。

この調査レポートでは、税・公金の納付方法につきまして、左下でございますように、対面で行う方法を紙による納付、非対面で行う方法を電子納付と分類してございまして、紙の納付につきましては、金融機関や行政機関の窓口、コンビニエンスストア、電子納付については、ATM、インターネットバンキング、クレジットカード、スマホ納付、口座振替等が挙げられるというような整理をしております。

右側でございますけれども、我々のほうで納付者に対して直近1年間の納付実態を調査いたしまして、その概要をお示ししております。

1 つ目の■にございますように、個人・個人事業主が利用した納付方法については、口

座振替を中心とした電子納付が全体の約32%にとどまる一方で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなど、紙の納付を多く利用していることが確認できました。

2つ目の■でございますが、法人も電子納付が約15%にとどまる一方で、金融機関の窓口を多く利用していただいていることがわかりました。

これらを通じて確認した課題を右下に簡単にお示ししてございます。電子納付につきましては、そもそもこうした納付方法を知らないといった声やセキュリティ対策の認知度が低い、操作が面倒、手続を間違えそう、口座振替の申込手続が面倒といった声があるほか、紙の納付につきましては、納付書の取扱いが煩雑といった御意見を頂戴してございます。

3ページをご覧くださいませでしょうか。税・公金収納に係る金融機関と収納機関の実態を簡単にお示ししてございます。

左側ですが、金融機関における一般的な業務フローをイメージ図としてお示ししてございます。簡単に言いますと、納付者から収納を受け付けし、納付済通知書を収納機関、指定金融機関等に振り分け、仕分け・搬送し、それを受け取った指定金融機関が取りまとめ、収納機関ごとに仕分けし、搬送するというフローをとってございます。

左下には、2018年に全銀協におきまして、税・公金収納の効率化等に向けた金融機関向けのアンケート調査を実施しておりまして、そのときに抽出されたこれまでの取組と課題について簡単にお示ししております。これまでの取組については、口座振替の推進、電子納付など非対面チャネルの推進、事務処理のセンター化、委受託・共同化などがございませす。

一方で、残る課題につきましては、主なものには、専用の依頼書がないと口座振替の申込手続ができない、口座振替の登録に時間がかかる、異なる書式の納付書の取扱いが煩雑、納付済通知書の取扱いが煩雑、延滞金等の取扱いが煩雑といった声がございました。

右は収納機関の実態でございます。収納機関は、1700を超える全国の地方公共団体を初め多岐にわたってございまして、税・公金の種類やボリューム等も含め、状況は収納機関ごとにさまざまでございます。収納機関における一般的な業務フローも、同じくイメージ図のとおりお示ししてございます。収納機関は、納付書を作成し、納付者に発送した後、金融機関から納付済通知書を受け付け、その内容を確認の上、請求データとの消し込み作業を行っていく。簡単に言えばそういう流れとなっております。

右下のほうに、収納機関でも、これまで行政機関や金融機関の窓口における収納のほか、口座振替やコンビニ、ペイジー、クレジットカード納付など、収納チャネルの多様化に取り組んでいただいております。納付者の利便性向上につながってきているということがございます。

一方で、残る課題としましては、同じく、手書きの納付書の取扱いが煩雑であるとか、口座振替の登録に時間がかかる、納付済通知書の取扱い、消し込み作業が煩雑といった声がございましたので、それをお示ししてございます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。勉強会の内容、調査結果を簡単に御説明させ

ていただきましたが、その調査結果によれば、左側にお示ししておりますが、電子納付を積極的に利用する納付者がいる一方で、引き続き、その納付書が郵送で届くことに期待して紙による納付を希望している納付者も依然として多いということが判明いたしました。こういう状況を踏まえまして、今後は電子納付の普及の一層の推進とともに、紙による納付が一定程度残ることを前提としまして、金融機関、行政、双方の事務処理の効率化も並行して進める必要があると考えております。

資料の中央の図表の左側に、課題の抜本解決に至っていない要因を図示させていただいております。上段の「電子納付の普及が進んでいない要因」としましては、先ほど申し上げましたように、そもそも納付方法に対する理解不足、操作手続が面倒といった面があることがわかりました。そこで、これの右側に＜対策＞ということでお示ししておりますが、納付者に納付方法の周知強化を図っていくべく、この勉強会で「暮らしのデジタル化ガイド」を取りまとめ、発刊しました。これは、電子納付についてどのような納付者、どのような場面に適しているかといったことをわかりやすくお示したものとなっております、これを金融機関の店頭等に配付しております。

このほか、各種専用チラシを活用し、納付方法の周知を図っていくことは引き続き重要と我々は考えております。

また「（２）電子納付の利便性向上・選択肢拡大」としましては、マイナポータルの活用、地方税共通納税システムの活用等が考えられます。これらについては既に政府として検討に向けて動いていただいております。

一方で「（３）手続の効率化・迅速化」につきましては、中期的な対策として、口座振替手続の見直しが考えられます。

課題解決に至っていないもう一つの、中央のほうの下「紙の非効率が残っている要因」としましては、業務フローが収納機関・金融機関など複数の主体にまたがっており、単独では効率化が難しいといったことがわかりました。これにつきましても、中期的な対策としましては、右側にございます「（４）関係機関横断の業務フロー見直し」が必要になると考えております。

以上、今後はさらなる対策を講じることによりまして、電子納付の一層の推進であるとか、紙による納付の効率化が期待されます。特にこの（３）と（４）につきましては、次のページで御説明させていただきますが、今年度引き続きの勉強会の検討事項として我々は取り組んでいくこととしております。

５ページをご覧くださいませでしょうか。昨年度の勉強会での１年間の検討結果を踏まえた今後の対応について御説明をさせていただきます。前ページでお示した対策の中で既に具体化されている対応は、各当事者が現行の取組を推進していくことが重要と考えておりまして、それを推進していきます。まだ現時点で対応が具体化していない左下の項目、具体的には、口座振替手続の見直しであるとか、延滞金等の取扱いの見直し、バーコード・QR等の活用、納付済通知書の電子化については、引き続き検討していくこととしていきま

す。

その検討体制でございます。右側にお示ししておりますとおり、そもそもこの税・公金収納は業務フローが複数の主体にまたがっていて、単独の取組では効率化が困難であることに鑑みまして、この勉強会の関係者が一堂に会して意見交換を行うというところに重要性がございます。この勉強会の枠組みを引き続き存続させるとともに、この勉強会の下に実務者級の関係者によるワーキング・グループを2つ設置いたしまして、意見交換・検討を行いまして、その結果について2019年度中に勉強会のほうに報告。これを踏まえて、勉強会で今後の対応について意見交換・検討を行うこととしております。

以上が1年間を通じた我々の検討結果、並びに、今年どういったことを検討していくかということの御説明でございます。

ちょっと駆け足になりまして恐縮でございますが、以上でございます。

○高橋部会長 大変貴重なお話、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から幾つか皮切りに質問いたします。紙のほうで要求している方が結構いらっしゃるということなのですが、その要因の主なものには一体どんなものが考えられるのかをちょっとお教えいただきたいと思うのです。

○干場事務・決済システム部次長 全国銀行協会の干場と申します。

今、お尋ねいただきました、紙のほう望ましいということでございますけれども、私どもの調査レポートの本体の11ページをご覧くださいければと思います。納付書の段階、いわゆる税額が幾らですといった形で納付書が来る段階のことにつきましては、(2)にございますとおり、納付書が電子メールのようなもので来ると、いろいろな電子メールの中で埋もれてしまうとか、紙であれば家族の方にかわって納付をお願いすることができるというのが前提になりまして、紙のほうを望まれるということがございました。

他方、納付方法につきましては、下の(3)にございますとおり、金融機関の窓口であれば、納付書と現金を渡すだけで手続をしてくれるし、何か間違いがあれば指摘をいただける、あるいは確実に納付したという実感が得られる、納付期限経過後のものであっても受け付けてもらえる、こういった御意見があったところでございます。

他方、法人のほうでございます。もう少しおめぐりいただいて、15ページに載っております。(1)にございますとおり、習慣的に紙による納付を使っている法人がいらっしゃるというのが、電子納付を選択しなかった理由として挙げられていたものでございます。

ほかにも、この下のほうに書いておりますとおり、税目によって、電子納付であったり、紙による納付しか受け付けていなかったりという中で、金融機関であれば全てに対応しているということで紙の納付を選ばれた、あるいはほかの用事のついでに金融機関で納付しているといったことがあって、紙の納付書が使われている、あるいは紙による納付が選考されるということが背景にあるのかなということでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。いろいろな理由があるということだと思います。

そうすると、収納機関というのは地方公共団体が指定している金融機関ということですか。

○干場事務・決済システム部次長 ここで収納機関と言っておりますのは、地方税の場合で言えば、地方公共団体さんを念頭に置いております。ほかの一般的な会社ですとか、そういうものがございまして、収納機関という言葉を使っておりますが、ここでは主に地方税ということで、まさしく地方公共団体さんということでお捉えいただければと思います。

○高橋部会長 そうすると、地方公共団体ごとに納付方法がまだばらばらだということですか。

○干場事務・決済システム部次長 そうですね。特に納付につきましては、税目によっても異なりますけれども、紙による納付が中心でございまして、eLTAXを使った納付ができるのはまだ限られているという状況でございます。

○高橋部会長 なかなか全部が納付できないと、紙が残ると、紙のほうはどうせまとめてできる、そんな感じになる、そういう話ですか。

○干場事務・決済システム部次長 そうですね。少なくとも、納付する場合に、ここでも紹介させていただきましたけれども、とりあえず金融機関の窓口を持っていけば全部の税目をそのまま紙として納付できるということが、ある意味使い勝手がいいという状況であるということでございます。

○高橋部会長 地方公共団体、3団体もいらっしゃっているのですが、その辺についてはどんな御見解ですか。

○干場事務・決済システム部次長 決して電子化に後ろ向きであるということではなく、まさしく今あるものでも、自治体さんにとっては、それはそれで合理的な方法であることが背景にあるということなのかなと。すみません、これは私個人の見解も入っておりますけれども、思っております。

○高橋部会長 今のお話は、自治体にとっても必ずしも現状に不便を感じていないということですか。

○干場事務・決済システム部次長 そうですね。まさしく消し込み事務のところなどを今ある体制としてお組みになっていらっしゃるということだと思っております。

○高橋部会長 すみません。消し込み事務というのは専門用語なのですが、これというのは、要は、納付されたことを登録して債権から消すということですか。

○干場事務・決済システム部次長 失礼いたしました。

例えば、何月何日に私がどの税目で幾ら支払いましたということをしていまして、それが紙による納付でありましたら、その納付書の中に納付済通知書がついておまして、その部分が切り取られて、受け付けた金融機関から指定金融機関を経由して自治体のほうに

渡ります。自治体さんのほうで、誰それが何月何日にこの税目で幾ら納めたということが確かにわかりましたということ、この送られてきた通知書をもとに、納付行為がされたということ、要は領収済みという扱いにいたします。これを消し込みと言っております。

○高橋部会長 その消し込みは電子化されているのですか。

○干場事務・決済システム部次長 こちらのほうにつきましては、一部自治体さんでは、例えばeLTAXを使って納付した場合には、その納付状況がまさしく電子情報として消し込みをデータの的に処理するということができるしております。

○高橋部会長 それは、納付通知書を番号か何かと連動させるということでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 そうです。

○高橋部会長 それで読み取って、自動的に消し込み作業が終わると。

○干場事務・決済システム部次長 はい。

○高橋部会長 では、消し込みは電子でなくてもできるということですか。

○干場事務・決済システム部次長 はい。紙であれば、紙に書いてある消し込みのための番号をもとに消し込みをいたしまして、電子データで来れば、まさしく電子データに入っている消し込みのための情報で突き合わせが行われて消し込まれるというものです。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

4 ページにあります「短期」「中期」の時期的な設定はいつぐらいを受けとめていらっしゃるのですか。行政機関でも、いろいろな行政手続の簡素化の取組を進めているところではあり、それとの絡みもあるかもしれませんが、時期についての現状を教えてくださいければと思います。

○干場事務・決済システム部次長 調査レポート上「短期」「中期」としておりますのは、「中期」のところは、具体的に年限を切ってというよりは、年度もそうですけれども、検討していく中で、年度単位で何かしら前に進めていければということで「中期」というふうにまずは置いているものでございます。具体的に何年と切っているものではございません。

○林委員 それでいいのでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 いろいろな関係者の方がいらっしゃいますので、なるべく早目ということは承知をしつつも、まずはこの「中期」という言い方をさせていただいているものでございます。

○林委員 でも、せっかく今、「短期」「中期」で対策を講じてくださっているわけですから、その工程表というのはそれなりにおありなのではないでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 いわゆる工程表というところは今の段階ではつくっておらず、今年度も引き続き検討していく中で、例えばそのようなものができるのであ

れば、それに従ってということはあるかもしれませんが、現状においてはそういったものは置かず、一旦このような「短期」「中期」ということで置かせていただいております。

ちなみに「短期」の「暮らしのデジタル化ガイド等の活用」につきましては、昨年度のうちこの「暮らしのデジタル化ガイド」を取りまとめてそれを活用しているというものでございます。

○林委員 ありがとうございます。ユーザーとしては、決して今の状況が便利だとは思えないので、是非電子化を進めていただけるようお願いしたいと思います。

○伊藤委員会室長 すみません。1点だけ補足を。

中期の中の下の(3)(4)の部分は、先ほど御説明が不十分だったのですけれども、今年度のワーキング・グループでより具体的にどうすればいいかを検討することにしておりますので、そういった中で、目標設定とか、そういうものが生まれてくるのかなと思っています。

○林委員 それを伺いたかったのです。ありがとうございます。

○干場事務・決済システム部次長 失礼しました。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 1点お伺いたします。

電子納付の中の口座振替です。公共料金と言われているもののうち、税とか公金とかを除く電気料とか、電話料とか、そうしたものについては口座振替がかなり進んでいて、この電子納付の率がもう少し高いのではないかと推測している。御存じであれば、他の公共料金と言われているものの電子納付率ですとか、仮に電子納付率が高いのであれば、税・公金とどうして違いが生じるのか。そのあたりについて、わかっている範囲で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 ほかの費目について口座振替がどの程度進んでいるかというのは、すみません、今、私も承知しておらないので、確たることは申せないのです。例えば国関係の交付税ですとか、社会保険料ですとか、そういったところについても、数字は持ち合わせておらないのですけれども、口座振替というのは効果的な方法ということでそれぞれ推進されているということはよく聞きますので、まさしく相応に導入はされているのだろうと考えております。

余りお答えになっておらなくて申し訳ないです。

○濱西専門委員 では、結構です。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 ありがとうございます。

1点、先ほどの御説明の中に、ある一定層は紙での納付も便利だと思っているという発言があったのですが、例えば、今、窓口に、OCRのような紙を読み込んでデジタルにしてい

くものをパブリックに備えて、そういう形で方向性としてはデジタル化に向かっているようなことを考えていらっしゃるのか。あくまで紙は紙でそういうふうに残さざるを得ないと。ニュアンスとしてはどんなふうなお考えなのかを教えてください。

○干場事務・決済システム部次長 ありがとうございます。

イメージとしては、御紹介させていただきましたとおり、ニーズとして紙があるということなのであれば、ある程度、今の段階ではそれを前提にしなければいけないと思っております。ただ、紙を前提としつつも、そこにQRコードですとかバーコードを入れて、その後のバック事務を、金融機関もそうですけれども、自治体さんもそうですし、そういったところを効率化していくようにするのがまず取りかかりの口なのかなと思っております。その上で、例えば、そもそも入り口のところの通知も、紙の納付書ではなくて、将来的にはそれも電子的にするようにしていくという形がよろしいのかなと思っております。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、それから川田専門委員、順番にどうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

既に話が出ています口座振替による納付についてちょっとお伺いしたいと思います。

口座振替というのは非常に有効な手段だと思うのですが、今、御説明いただいた資料の4ページで、口座振替依頼書への捺印が面倒、登録に時間がかかるというのが1つ問題として指摘されている。この捺印というのはどうしても必要なものなののでしょうか。これがなくなれば電子的に手続がかなり簡素化されるのではないかと思うのですが、その辺について教えていただければと思います。

○高橋部会長 川田専門委員。

○川田専門委員 ありがとうございます。

1点目お聞きしたいのは、この勉強会の位置づけです。先ほどから聞いていると、意見交換が目的で、あくまで提言にとどめ、実際に行うかどうかは各金融機関なり収納機関に任せるというスタンスと感じられるのですが。勉強会の結果である提言がどう生かされるのか、そしてその検証をどうする考えなののでしょうか。

また、国の方針として、デジタルファースト、行政手続簡素化、事業者目線で見直そうというものとどのようにリンケージをしているのか。つまり、紙を利用している人が実態として多いから、紙もいいですよ、紙を前提とした効率化を考えましょうねというように聞こえますが、国の電子化推進という基本的な方針があると思うのです。それとの兼ね合いをどのようにお考えなののでしょうか。この2点についてお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 では、合わせて3点お願いします。

○干場事務・決済システム部次長 まず1点目の口座振替依頼書の件でございます。確かに、捺印の手間がかかるといった声もいただいております。他方、これは金融機関の事務になってしまうのですが、現状、口座振替の依頼書を受け付けるときの手続としては、ま

さしく口座を開設した御本人様としてお届けいただいた印鑑を確認するというのは必要なステップの1つになっております。他方で、昨今出ているサービスのよう、お持ちのキャッシュカードですとか、新しいサービスとしてオンライン上で本人確認を行った上で口座振替の依頼をするといったサービスも出ておりますので、そういったサービスを活用するといった形で、このあたりの、最初に口座振替の申込みをいただく時の手続を何かしら効率化していくというのは別の切り口として考えていくことができるのかなと思っています。この5ページに書いております効率化ワーキング・グループというところでこういった口座振替手続の見直しも考えてまいりたいと思っております。

○佐久間専門委員 ちょっと今ので。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

印鑑をなくすということに関しては、法令等の改正は必要なくて、実務的に本人確認という道ができればそれは実現できる、こう理解してよろしいのでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 そうです。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 是非やってください。

では、川田専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 川田専門委員の質問に対する回答をいただかないと。

○高橋部会長 ごめんなさい。

2つ回答を。

○伊藤委員会室長 まず、先ほど意見交換ということで、これをどうフォローアップしていくかということです。先ほど少し申し上げましたけれども、昨年度はそういう課題抽出のフェーズでございまして、今年度は、より実践的にどういったことをやっていくかをワーキング・グループの中でもんでいこうということになっております。これから実行に向けて、また関係者で集まって、そこで議論して、より実践的にどうしていくかということを考えていこうというフェーズにさせていただこうと思います。

それと、紙のニーズが多いから紙を残すのか、直截に言えばそういうことかと思いますが、当然、お客様のほうにニーズがある以上、それを無視するわけにはできないのですが、我々としましては、その紙の効率化を進めながら、電子のほうをどういうふうに利便性を高めるかということが求められているかと思っています。電子のほうの利便性を上げて、それを周知徹底すれば、紙のニーズのお客さんもそちらのほうに振りかえていくことは可能かと思っております。どちらかという、そちらに力を入れていきたいなと考えております。

○高橋部会長 今の議論に関連して。

口座振替にお届け印が要するというのはどうなのでしょう。銀行の通帳を更新するときもお届け印省略みたいなことになっていて、本人確認ということであれば、佐久間専門委

員がおっしゃったように別の手段があるので、そういう意味では、ワーキング・グループで、もっと使い勝手がいい、押印にかわる本人確認方法を開発していただきたい。

これというのは、今、一つ一つが口座振替の様式・書式になっていませんか。全部一括して口座振替の登録がワンストップでできるように書式はなっているのでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 おっしゃっているのは、例えば、自治体ですとか税目とか、そういったものを全部1つにまとめて。

○高橋部会長 ええ、1つにまとめて口座振替できるような。

○干場事務・決済システム部次長 現状ではそうっておらないです。

○高橋部会長 ですから、そういうのもまとめてワンストップで手続きができるようなことも考えていただければありがたいと思います。さらに言うと、よく言うのですが、電子納付をすると手数料が安くなる。電子納付をするためにお金をかけて整備するのですから、それを使う方には優遇して、あえて紙でやりたいという人にはもうちょっと手数料を高くして誘導するとか。資本主義社会なので、そういう方向で。これは銀行様の考え方のできる話だと。自治体のほうも関係するのかな。そういう意味では、銀行様がリードしてやっていただければありがたいと思います。そういうことはお考えになれないのでしょうか。

○伊藤委員会室長 例えば法人のお客様の手続にしましても、今、部会長がおっしゃったとおり、インターネットバンキングの取扱いについて、機能を少し簡素化したものをより安く提供するみたいなことを個別行でやっております。一般論として、このようにインターネットバンキングのほうを低廉化したり、例えば紙のお手続にかかる手数料をちょっと上げたり、そういったことも今後考え得るのかなと思っています。それは当然、お客様ありきなので、そこら辺は、よくお客様を見ながらですけれども、世の中の流れとしましてはそういう流れになってきているのかなと思っています。

○高橋部会長 もう一つです。

操作が面倒、間違えそうというのは物すごくわかる。民間様と一緒にやっていたらしゃるので、ガイドライン機能とかきちっとわかれば安心感が増すと思うのです。ただ、民間でも私が使っているのはむちゃくちゃな電子登録手続で、ガイドライン機能が全然ついていないとか、後戻りできないとか、一旦入力したデータは残らないとか、使い勝手がとても悪いシステムというのはいっぱいあります。その辺を是非。銀行様は顧客優先ということで、使い勝手がいい、顧客本位ということ徹底されていると思いますので、銀行様の目から見て、このシステムはだめだなというのは銀行様のほうから働きかけていただきたい。使い勝手がいい、不安にならない手続のシステムをワーキング・グループで考えていただきたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○干場事務・決済システム部次長 承知いたしました。いただいた点を踏まえながら、他方で、当然、個別の会社なり銀行なり、あるいは自治体さんなりの立ち位置というのはあるかと思しますので、そういったところに留意しながら、いただいた点も含めて考えることにしてみたいと存じます。

○高橋部会長 顧客の声を聞いてフィードバックするのも大事だと思いますので、御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。時間も迫ってまいりましたが、何かこの際ということがあればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そんな形で、今、いろいろとお願いしてしまいましたが、引き続き同じ目的に沿って御協力いただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(一般社団法人全国銀行協会 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議事にまいります。

続きまして、行政手続コスト削減のための基本計画のフォローアップとして、厚生労働省より営業の許認可に係る手続についてヒアリングを行いたいと思います。

厚生労働省に対しては、資料2-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

(厚生労働省 入室)

○高橋部会長 それでは、お忙しいところをどうもありがとうございます。15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○迫井大臣官房審議官 それでは、よろしくいたします。

まず、厚労省医政局分でございますけれども、お手元の医療法関係でございます。紙が何枚かございますが、時間もございませんので、順次回答させていただきます。

まず、①となっております。18年度、コスト計測とともに、各都道府県から取組事例の実施状況をヒアリングしております。状況の把握を行ったところでございます。19年度はそれを踏まえて、その取組状況の芳しくない事項につきまして、取り組んでいない理由等のヒアリングを行って要因分析を行ったということです。その上で、自治体に対して必要な支援を行いまして、19年度、行政手続コストの削減を図ってまいりたいということでございます。これが①です。

2点目ですが、地方公共団体の周知、協力依頼につきましては、2018年3月、2019年2月に各自治体の衛生主管部局の担当者宛てに、17年度、18年度の行政手続コストの計測を依頼する際に、各種取組を実施していただきまして、事業者の負担軽減に努めてくださるよう依頼をしているところであります。

本年度の調査では、書類の提出における郵送手続の導入については、例えば診療所の変更届出では、回答のあった31道府県のうち28の道府県から実施をしているとの回答を得ておりまして、その取組が行われているものと承知をいたしております。残りの道府県に關しまして、実施していない理由等について必要に応じ追加的にヒアリングを行いまして、その要因分析等を行うことにしております。それから、過去提出されたものと同じの情報をお求めしている事例につきましては、その数や改善状況を数値として把握できておりませんので、あわせて自治体宛てに調査を行うことといたしております。

今年度、全国医政関係の主管課長会議の場におきましても、行政手続コストの削減に向けた取組について周知をいたしまして、その促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次、3点目であります。病院・診療所の開設手続というのは一度しか行われぬものでございますので、年によって開設等の主体が異なった関係で、作業時間については、大規模病院の開設があった場合には数字が跳ね上がることがどうしてもあります。今年度の数値につきまして、表を見ていただくと、エックス線装置の関係が全て大幅に上がっておりますわけですが、とある県で550床の病院の移転がございました。その手続について、エックス線装置の設置届出、117.5時間、変更届出に90.5時間ということでございます。廃止届出に113時間要しているということなので、エックス線装置関係の届出の時間が多くなっているものと承知をいたしております。

4点目であります。④、審査基準に関してでございます。行政手続法第5条第1項におきまして「行政庁は、審査基準を定めるものとする」とされております。それから、第3項におきまして「行政上特別の支障があるときを除き・・・審査基準を公にしておかなければならない」と定められておりますので、自治体によって審査基準の公表状況にばらつきが出るというのは基本的には考えにくいので、自治体に求める取組からは削除したというのが経緯でございます。

ただ、念のため、各自治体における公表状況を調査した上で、公表していない場合には、行政上特別の支障がある場合を除いて公表するように指導いたします。それから、具体的にどのような行政上の特別の支障が生じているのかもあわせてお聞きをしたいと考えております。

最後、5点目であります。行政手続についてオンライン実施を原則化する法案の趣旨は、各自治体の行政手続等の利便性の向上等を支援するに当たっても十分踏まえる必要があると認識いたしております。18年度における進捗状況としまして、申請に必要な様式の電子媒体での提供について、回答のあった32道府県のうち31の道府県から、調査対象の全ての手続について実施しているという回答を得ておりますということでございます。

なお、18年度中は各自治体への協力依頼をしたところでございますけれども、今年度は協力依頼の際にあわせて、先進的な自治体における好事例の周知など、自治体における手続の電子化の支援についてさらに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○牛島需給調整事業課長 続きます。職業安定局分でございます。資料は5ページからになります。

項目の⑥、⑦であります。職業安定法、あと労働者派遣法の関係です。それぞれ作業時間の増減が出ていますということですが、その増減の理由についてであります。

まず、⑥の職業安定法の関係であります。職業紹介事業報告書の作成については減少しておりますけれども、これまで記載内容の不備でありますとか質問の多い事項につきまし

て、私どもの方で作っているマニュアルにおきまして書き方でありましてか注意点を記載したということがございまして、そういったことが一定程度寄与しておるのではないかと考えておるところであります。

一方、おめくりいただきまして、労働者派遣法の関係であります。こちらは増減がいろいろと出ております。労働者派遣事業の変更の届出は増加をしておるわけではありますが、こちらにつきましては、郵送でありますとかオンラインがなかなか進まない中で、どうしても窓口に来所される方がいらっしゃるわけですけれども、2018年度の状況は、派遣法の改正で届出事業者を許可に移行するという形で、窓口が非常にごった返している、非常に混雑している状況がございました。こういったところにおきまして、待ち時間でありまして、私どもの対応に時間がかかったこともございまして、一定の増加という形になったのではないかと考えております。

2点目の許可証の書きかえであります。許可証の書きかえにつきましては、非常に簡単な手続、添付書類も非常に少ない、名称でありますとか所在地、住所が変わりましたというような内容と、新しく事業所をつくりましたというようなもの。この事業所をつくった場合は、それぞれの事業所について、もろもろの計画でありますとか、資産状況の確認ということが発生しますので、添付書類等も多くなってまいります。そういった前提がある中で、事業所の新設というのがこのコスト計測を行ったタイミングでは割合としては非常に多く出ているという状況がございまして、そういったところが増加の要因になっているのではないかと考えております。

事業報告の提出であります。こちらは7.7時間から4.8時間という形で減少でございますが、こちらは、職業紹介と同様、記載方法の周知でありますとか記載不備の多い事項の説明といったことで、提出事業者の理解が進んだことが一定程度寄与したのではないかと考えておるところであります。

続きまして、項目⑧であります。郵送でありますとかオンラインについての利用率を教示せよという御指摘をいただいております。資料でいきますと、8ページでありますけれども、まず、2018年度の状況についてでございます。とっているもの、とっていないもの、まだらになっておりますが、まず、オンラインにつきましては、私どもの力不足もございまして、申請がなかなか進んでいかないという形で、派遣も職業安定法の関係も0%という形になっております。郵送については、(1)から(6)、あと、派遣の関係、(2)から(4)というのは報告物でありますけれども、こういった状況になっております。目標は20%でありますけれども、かなり近づいているものもあれば、なかなか達成ができていない、道半ばというところもございまして、ここについては引き続き周知等々に力を入れてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、⑨であります。今、申し上げた点とかぶってまいります。オンライン・郵送の利用率などを踏まえ具体的にどのような対応を行う予定かというところあります。こちらについては、先ほど申し上げました職業安定法に関する手続でいろいろと質問の多い

事項等については、私ども許可事業者に対しましてマニュアルを随時更新して配付しております。その中に、まず、きちっと不備等についての留意事項を記載するとともに、大変恐縮ながら、これまでオンラインについては記載をしておったのですが、郵送で可能ですよというところについては、マニュアルにおいても、また周知という面でも十分できていなかった部分がございますので、そういったところも含めまして周知をきちんとやってまいりたいと考えておるところでございます。

職業安定局分は以上であります。

○田村子育て支援課長 子ども家庭局の子育て支援課長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

10ページでございます。私ども、放課後児童クラブの関係、保育所の関係がございますので、まず、放課後児童クラブの関係でございます。⑩の届出に関する手続についてです。取組内容、特に標準的様式の見直し・策定についてでございますけれども、めどが立っているのか。立っていないのであれば、その課題解決に向けた検討状況をということでございます。

この回答でございます。放課後児童健全育成事業の届出に関する手続につきましては、一部の自治体ではございますが、ヒアリング等を行いまして、「項目」と書いてございますけれども、様式も含めて聞いておるところでございます。適正な運営が可能かを確認する上での必要な項目に関しては、今、示されているものが最低限必要ではないかという結論を得ているところでございます。

ただ、ここに書いてございますが、一部、様式のところについては見直す余地も若干あるのかなと考えているところでございまして、もう少し自治体のヒアリングを増やして最終的な結論を出していきたいと考えているところでございます。

それから、編集可能な様式をインターネットで入手できるようにすることであるとか、郵送・メールでの申請を受け付けることに関しましては、今年の3月に行われた全国児童福祉主管課長会議等において自治体に御依頼をしているところでございます。

○竹林保育課長 続きまして、子ども家庭局の保育課長でございます。私からは、保育所等の設置認可等の手続の関係の御説明をさせていただきます。

同じく、10ページの2つ目の○以降でございます。

最初に、何の課題があるのかということをお聞かせしております。設置認可等の手続につきましての課題といたしましては、現状では、各自治体の運用するシステムが異なり、標準化の際にはシステム改修が必要になる。あるいは、実際、事業者から提出された保育所等の図面については、現状では、事業者と面談し、現場の確認を行うようなことをやっておられるようですので、電子的な手続を導入しても、それのみでは完結しないといった課題があるというふうに自治体からはお聞きしております。だから、できないというわけではなくて、進めるに当たっての課題ということで御説明させていただきました。

現状では、少し違う角度の話を書いてございますけれども、一昨年12月に幼児教育の

無償化の方針が閣議決定されまして、消費税の用途を見直して約0.8兆円の新しいお金の流れをつくらなければいけない。これまで運営費補助の対象外だった認可外保育施設についても無償化の対象となるようなことをごさいます、都道府県や市区町村のさまざまな事務フローがこの新しい制度によって大きく変更される可能性があるということが生じたので、まずは、できる限り自治体の業務負担が増えないような新たな事務フローをどうやってつくればいいのかということ、自治体とワーキングなどをつくってその検討に注力してきたところをごさいます。

幼児教育無償化のための法案、実際はここに書いてごさいます子ども・子育て支援法という法律を改正する内容をごさいますけれども、ちょうど先週の金曜日に法案が成立したところをごさいます、今、その下にあります政省令も何とか今月いっぱいにつくって自治体に。これは10月実施なものですから、そこに間に合うように、今、作業をしているところです。

こういった作業で、そこが固まるまでいろいろな課題は手つかずでございましたけれども、先ほど申し上げましたような課題や新たな事務フローを踏まえながら、地方自治体と意見交換をして、速やかに標準の様式などもつくっていき、自治体に活用を促してまいりたいと思っております。

以上をごさいます。

○尾崎振興課長 続きまして、高齢者介護の関係をごさいます。老健局の振興課長です。どうぞよろしく願いいたします。

資料は12ページからになります。

まず、⑬の部分をごさいます。当面の見直しを2018年度中に実施することとなつてごさいましたが、何をやったのかという御質問です。こちらにつきましては、今年の6月に関係の省令、厚生労働省令を改正いたしまして、事業者が指定申請に当たって提出する文書のうち幾つかの文書、そこに記載されている文書を出す必要はないという形で文書量の削減をさせていただいているところをごさいます。あわせて、様式例の改訂・周知なども行っているところをごさいます。

続きまして、⑭をごさいます。昨年度、介護の生産性向上ガイドラインをまとめてごさいます。そのガイドラインの中に行政手続簡素化の取組に関する記載はあるのかという御質問をごさいます。こちらのガイドラインは、事業者がその事業活動を行う際の業務の効率化、生産性の向上という観点のガイドラインをごさいます。無理・むら・無駄をなくすとか、5Sですとか、業務の見直しといったものを中心としているものをごさいますので、直接、その行政に対する手続の簡素化そのものについては記述していないところをごさいます。

2行飛んでいただいて、なお書きに書いてごさいます、一方で、介護分野においてICT化の推進というのは大事だと思っておりますので、今年度、新しい補助金をつくってごさいます。こちらは介護事業者がふだんの介護記録を機械でとる。そうしたら、その情報が

そのまま職員の間で共有できて、さらに報酬請求までつなげられる。そういったものを導入する際の補助を今年度から実施をしているところでございます。

次のページ、⑮でございます。申請書類の郵送の推奨となっているが、実際どの程度の割合になっているのかという御質問でございます。資料の13ページでございますが、周知方法として、全国課長会議などの場を通じて周知をしたいと考えてございます。

また、郵送の割合でございます。こちらはアンケート調査の結果にはなりますが、2018年度は約6割、58%という実績でございました。

次のページでございます。最後の⑯でございます。各手続それぞれでございますが、時間が増えているものと減っているものがある、その理由についてどう考えているかという御質問でございます。

全体としては減少傾向にあるように考えてございまして、そちらにつきましては、先ほどお話をさせていただきました関連省令の改正のよい影響が出たのかなと思ってございます。一方で、時間が増えている手続もございまして、正直、アンケートの精度の問題もございまして、そこにもう少し分析が必要かなと思ってございます。いずれにしても、引き続きこの状況を追った上で必要に応じて取組を検討していきたいと思ってございます。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして順番にやらせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

まず、総論的なお話で何かございますか。

どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

郵送による届出について、資料には郵送による届出を導入するとありますが、届出の場合、そもそも郵送が禁止されている根拠がよくわかりません。行政手続法には、行政機関の事務所に到達したときに手続上の義務が履行されたものとするを書いてあると思うのですが、郵送が禁止されているのは、例えば自治体ごとに条例で定めているとか、そういうことがなされているのでしょうか。

○北波総務課長 医政局でございます。

資料の1ページ目に、今、私どもの審議官からお答えさせていただきましたように、今回につきましては、まずは、どういうふうな状況にあるのかにつきましての調査ということでさせていただきました。実際、ここに書いてございますように、31道府県のうち28道府県が実施している。ということは、要するに3県は実施していないということです。今、御指摘ありましたように、どういうふうな制限によってなされていないのか、それについてどういう理由があるのかについては、できるだけ早く、追加的なヒアリングをしないといけないと思っておりますので、これはきちんとさせていただきたいと思っております。

そういう中で、例えば条例で規定していないから事務手続でそこにおりていないのかと

か、そういうふうなことがわかってくると思います。それとともに、恐らく、これはやっているところというのがありますので、その情報もきちんと提示させていただいて、基本的には、行政につきまして、役所の往復の時間とか、そういうふうなものを郵送によって短縮できるとかありますので、いい方向に持っていくように、ヒアリング、追加的な事情を聞いた上で対応したいと考えております。

○高橋部会長 届出についてはほかにもあったかな。

田中委員、届出はどこでした。

○田中専門委員 ありがとうございます。

条例で郵送による届出を認めると書いていなければ郵送による届出ができないというのは本末転倒でして、禁止されていない限り、郵送による届出は認められるはずだと思いますので、その前提でヒアリング等を行っていただければと存じます。

○北波総務課長 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかはいいのですか。医療法以外はいいのですか。

○田中専門委員 ほかの各法についてもそれぞれ郵送による届出について御説明をいただいたと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○牛島需給調整事業課長 職業安定関係は郵送による届出でありますとか申請というのは特にブロックしておりませんので、来ているものは受け付けているという扱いでやっております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

○尾崎振興課長 高齢者介護については、受付先が自治体でございまして、実際どのような取扱いにしているか、にわかにはわからない部分もありますので、自治体の状況を少し聞いてみたいと思います。おっしゃるとおり、法令上、届出を禁止しているというような例がもしあるのであれば、しっかりヒアリングした上で是正をしていきたいと思います。

○高橋部会長 この辺は、厚労省の中でばらばらであっていいはずがないのです。総務課長、全体としてしっかりまとめていただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

もう一つは、総務課長にちょっとお聞きしたいのです。先ほど項目が多かったのですけれども、どこだったかな。

介護保険や老人福祉については、添付書類の省略みたいな話が結構積極的に進んでいると思うのです。そして、これは事業の性格でほかのところではできないという話ではないと思います。あるところではこれができているのだから、ほかのところでもちゃんとできるのではないですか、という徹底はお願いしたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○北波総務課長 部会長御指摘のとおりだと私たちも考えております。基本的には業務の軽減、それから省力化。介護保険のほうでもほかに代替して情報がとれるようなものについてはできるだけ削減して、事業者の届出の負担を減らすという方向であります。

医療のほうも、基本的には、まさに生産性向上の観点からも、各方面での業務の省力化・

スリム化を図っていきたいと思っています。

まさにそういうものについて、今、御指摘を賜りましたので、そういうものの着手、そういうものをどういうことのできるのかというのは医政局でもきちんと受けとめさせていただいて、似たようなことができるかどうか、また、届出の様式のところの性質上もありますので、それは分析させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 医政局だけでは。審議官がいなくなってしまったので。

○北波総務課長 審議官は医政担当の審議官であります。

○高橋部会長 そうか。医政担当の審議官か。

○北波総務課長 はい。

○高橋部会長 ほかのところも同じではないですか。医政局だけの話ではないと思うのです。今の話、事務局、全体の取りまとめにお願いしてください。

○谷輪参事官 はい。

○高橋部会長 医政局は医政局でしっかりまとめていただいて。

○北波総務課長 はい。

○高橋部会長 よろしく申し上げます。

では、順番にいかがでしょう。医療法から始めたいと思います。

どうぞ。

○田中専門委員 たびたびすみません。

④についてお伺いしたいのですが、本部会でヒアリングをしていく中で、審査基準を定めなければいけないはずであるのに定めていないという実態が出てきております。④について、審査基準の公表状況を調査していただけるということですが、それだけを質問しますと、定めていないために公表していないのか、定めているけれども公表していないのか、把握しづらい面があると思いますので、審査基準を定めているのかどうかについても調査していただけますでしょうか。

○北波総務課長 わかりました。承知いたしました。

いずれにしても、公表しているかどうか、文脈の中でしっかり見る必要があると思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

○田中専門委員 よろしく申し上げます。

○高橋部会長 医療法、いかがでしょう。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 同じく④の関係です。

医療法のこうした許認可事務については法定受託事務ではないかと思うのです。法定受託事務であれば、この審査基準の作成等については、厚労省のほうで審査基準のベースとなるような事務処理基準をある程度つくれますので、そうした形で統一を図っていくような方法も考えられるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○北波総務課長 すみません。医療法上、この関係の手順というのは自治事務になってお

りますので、都道府県でその実情を踏まえて合った形でしっかりとやっていただく。本筋を外してはならないと思っていますけれども、都道府県でしっかり定めていただく。まだこの状況をしっかりと把握していませんでしたので、ここで御指摘いただきましたので、これを契機としてしっかりと把握させていただきたいと思っています。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 法定受託事務ではなく自治事務ということであれば、申し訳ございませんでした。

○北波総務課長 とんでもございません。ありがとうございます。

○高橋部会長 医療法についてお願いしたいのですが、実情をまだ調べていないところがあると思います。これはばらばらにやるのではなくて、一括して自治体の状況をまとめて把握していただく。

これ、工程表とか計画表か何か出していただけるのですか。事務局に後で頂戴したいと思います。どんな形で把握して、結果いつまでに出すのか、その辺、事務局に御説明を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○北波総務課長 この関係は、できるだけ都道府県にヒアリングをしたり、もう一回追加で調べたりするものでございますので、それほど時間がかかるものとは思っておりませんが、いつごろにというめども後ほど事務局のほうにはきちんとお伝えしたいとは思っています。

○高橋部会長 それから、全体をお願いなのですが、③です。1回単年度ではかりましたので、特殊な要因が個別のものについて出てくるのはやむを得ないと私も思います。そういう意味では、特殊な要因だから外してもいいでしょうという明確な説明をしていただいて、外した後と外す前と両方計測していただければ進んだなというのがわかるのだと思います。これは全体としての時間の計測についてお願いしたいと思います。特殊要因で、これは外して計測したほうが合理的だということがあれば、それをきちんと明示して、外す前と外した後の比較をしていただければ、我々も、ちゃんとやっていらっしゃるのだなというのがわかるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○北波総務課長 最初のほうで申し上げましたように、今回につきましては、県によって大規模な移転があったということで、その処理については非常に時間がかかったというところはあります。確かに、そういうものを外れ値という形で処理をするやり方はあるかと思いますが、一方で、全体のベースとしてどういうふうなトレンドかというのを見ないといけないので、ここは少し工夫をさせていただければと思います。

○高橋部会長 外したパターンと外していないパターンというのを2通り出していただけるとありがたい。

○北波総務課長 ちょっと工夫はさせていただきたい。いずれにしても、これからもこれは計測していく必要があると思っていますので、工夫はさせていただきます。

○高橋部会長 是非よろしくをお願いします。

医療法についてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○堤専門委員 個人的な興味でというところなのですが、すみません。素人なので教えていただきたいのですが、③の엑스線装置の届出や変更・廃止というのにどうして時間がかかるのか。変更と廃止というあたり、何をチェックされているのかというところがわかれば解説をいただければと思ひまして、お願いいたします。

○北波総務課長 基本的には、엑스線装置等について、いわゆる機種をかえるとか、取り除くであるとか、そういうふうなものについて言いますと、それによって医療の体制がどうなるか、また、検査機器自体がどのようなものになるかということにつきまして、仕様も含めて見ないといけないところがありますので、ある程度時間がかかるという状況になっています。

変更と廃止、廃止のほうが若干時間が少のう出ておりますので、事務処理としては単純なのだろうと思ひますが、変更、設置というところにつきましては、新たに設置される機器の性能であるとか、例えば放射線の管理、計測する機器がついているかとか、そういうふうなものまで見ることになっておりますので、少し時間がかかっているのかなというところ です。

○高橋部会長 見るというのは、実地調査するのですか。

○北波総務課長 基本的には、機器についてこういうふうな機器が設置されますよ、この場所で設置されますよ、そのときの防護設備がどうなっていますよというふうなところを、図面と機器の仕様書とか、そういうものを見て判断することになります。

○高橋部会長 わかりました。

やはり進行に差異がありますので、全体として医療法で2割削減できるように取組をしていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次、職業安定法、労働者派遣法はいかがでしょう。ここの部分につきまして何か御説明を頂戴できればと思ひます。

どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

先ほど、職業安定関係については郵送による届出を禁じていない、ブロックしていないという御回答をいただいたのですが、郵送による届出や報告の割合をみると、当初はほぼゼロで、改善後もゼロから2割程度にとどまっています。これは、原因不明でこういうことになっているのか、それとも何か郵送での届出なり報告なりを妨げる要因があるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○牛島需給調整事業課長 十分に分析できてはいませんが、こちらとして考えておりますのは、1つは、先ほど申し上げました許可事業者に配付しているマニュアルがそれぞれ紹介事業者、派遣についてもございます。その中で、郵送について可能ですよというのを必ずしも明確に記載できていなかったところがございます、来ているものについては全く

拒否はしていないのですが、その認識といいますか、周知がこれまで十分だったのかというところ、心もとない部分がございます。ここは早急に手を打ちたいと思っております。マニュアルを改訂しますので、その中である程度紙面を割いて記載をしていきたいと思っております。

もう一つございますのは、事業報告、要は状況を報告して出しておしまいというものについては比較的進んでいると思っておりますが、申請という形で、届出でありますとか事業更新の申請といったものについては、事前の情報提供が不十分な部分がありますけれども、現場の感覚としては、窓口に来られて不備な点があれば、その場で修正していきながら、補正をした上で、最終的に固まったものをお出しするというのを施行される事業主の方が少なからずおられるのではないかと考えております。そういった方についても何か手は考えていきたいと思っておりますが、まずは、その報告物については基本的に出しておしまいですので、必ずしも窓口に来られる必要性というのは低いと思っております。そういったところを中心に、少し数字を上げていけるように何か手だてを考えてまいりたいと考えておるところであります。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 実は、私どもも実際事業者でございまして、担当のほうで報告等で免許が更新できない、この事業を続けていけるいけないというときに、現場でかなり細かい補正といいますか、報告書のこの文言を直してくださいとか、ここは不備ですよねというようなすごく細かい注意があるので、今は、基本的には事業者に対しては窓口に来るよという感じのアナウンスになっているという感じなんです。なので、郵送を受け付けないということではないのですけれども、多分、細かい書類を窓口で確認したいので、来て、そこは担当者で膝詰めでというところが実際なので、行かないとできないのですという形で、うちぐらいの中小企業ですと必ず訂正事項が出てきますので、やはり書類を通していただくためには、言われたところを直した書類として報告を出さないと、次の年に事業が継続できなくなるので、私どものほうは場所まで足を運ばせていただいているというのがおおむねの企業の判断なのではないかと思っておりますので、加えさせていただきます。

○高橋部会長 それというのは本質的な補正なのですか。

○堤専門委員 そのあたりは私たちが判断すべきことではないかと思うので、それは違いますと言われてしまえばそうなのだと直さなければいけないですし、戦ってどうできるものでもない、それは不備なのだとわれれば、ああ、不備なのですね。登記とちょっと似ている部分があるのですけれども、不備だと言われれば、その不備なものを直して持っていきさえすれば受理してもらえます。当然、そんな無駄な時間を費やしてもしょうがないので、直せと言われてたところは直して持つていくという形です。事業者としてはそういう判断です。

○高橋部会長 やはりそれはデジタルで、こう書けば通るというきちっとしたものを出していただいて、てにをは等の助詞を変えなければいけない、細かな表現を変えなければい

けない、そんな些末な窓口指導をやられたのでは、事業者の負担といったらとんでもない話です。

○牛島需給調整事業課長 実態をつぶさに把握しているわけではないですが、私どもとしては、てにをはの修正まで現場にやれということは全くやっておりません。要件は定まっておりますので、その確認に必要な範囲内で、現場からは、添付書類が抜けているとか、そういったところも多いと聞いておりますので、そういったものはきちんと出してくださいよというのはございます。

○高橋部会長 添付書類の不備だったら、そんなのは、デジタルで、添付書類はありませんという表示が出るようにすればいいわけです。

○牛島需給調整事業課長 それはそのとおりです。

○高橋部会長 お聞きしていると、かなり事細かな窓口指導がされていて、もともとデジタル化できないような窓口指導になっているのではないかという気がします。そういう意味では、デジタルでちゃんと誘導できて、その誘導に乗れば、ちゃんときれいな申請書類ができ上がるようにBPRを変えていただかないと、事業者負担の軽減にならないのではないかと思います。そういう意味で、本格的な見直しをこの際お願いしたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○牛島需給調整事業課長 本格的な見直しというところのイメージが。

○高橋部会長 要するに、デジタルに乗るように、ここは必要だけれどもここは必要ではないというところのローカルルールも含めて、きちっとした、要するにマルバツで作業が進行する申請システムをつくっていただきたいという話です。イエスノーで。

○牛島需給調整事業課長 今、部会長が言われたローカルルールの件は、当然のことながら、そこはなくすようにいたします。

○高橋部会長 調べていただいて。

○牛島需給調整事業課長 2つ目の申請の関係についてどういった見直しをすべきか。事業者負担の軽減というのは重要な話ですので。ただ、一方で、必要な確認はある。そこは、随時といいますか、不断に精査をしていくべき問題だと思っておりますので、そういう認識で取り組んでまいりたいと思っております。

○堤専門委員 すみません。部会長、1点だけよろしいでしょうか。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 私が「登記のように」と言ってしまったので、てにをはというような印象がついてしまいましたけれども、御説明のとおり、てにをはの修正というところはないと思います。そういう意味合いではないのです。

例えば、これは報告に含める事項なのか含めない事項なのかというようなところが、成約をしている、例えば紹介をしている、今まだ成約が決まっていないとか、この派遣法のルールが改正になってまだ定着していないところがもう一つの大きな原因かなと思うのです。本来、きちんと報告をしなければいけないものなのですよという指導があったり、先

ほど言った添付書類が抜けているというところで、これをやるのであれば、この部分のものは持ってきていただかないと正しく受け取れないのです、何が必要で、何は要らないというのは余りないのですけれども、これをやるのであればこれが必要ですよというのが、派遣と紹介とルールとの厳しさが少し変わったというところもあるので、窓口の中で混在している事業者さんがあるのではないかということを感じています。

すみません。私が「登記」という言葉を使ってしまったので。

○高橋部会長 いいえ、すみません。てにをはというのは、私も挑発的な言い方で申し訳ありませんでした。ですから、今言ったような話ですね。本来、審査基準に載るような事項について明示がされていない。それだったらデジタルに載るはずがないので、そこはそういう審査基準に載るような、何が添付書類で要って、何が報告事項として必要なものなのかということをはっきりさせていただいて、それがはっきりすればデジタルになっていくということです。そういう意味で、業務の見直しをお願いしたいという趣旨でございます。是非よろしく申し上げます。

○牛島需給調整事業課長 できることを工夫してやってまいりたいと思っております。

○高橋部会長 そういうふうになれば、e-Govに載ると思うのです。e-Govに載るということは考えられないでしょうか。オンライン申請について。

○牛島需給調整事業課長 e-Govに載ってはいます。載っておりますが、なかなか進んでいない。恐縮でございます。申し訳ございません。

○高橋部会長 どこか排除しているとか、こうなっているところがあると思いますので、是非事業者の声を聞いていただいて、何で使えないのかというのをユーザーサイドに立ってしっかり調べていただきたいと思いますので、その点はよろしく申し上げます。

○牛島需給調整事業課長 承知いたしました。

○高橋部会長 八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 すみません。誤解しているといけないので確認から入りますが、7ページ目と8ページ目で、オンラインと郵送申請率がおの数字が書かれていると理解しているのですね。7ページ目はオンラインで、8ページ目が郵送。どう理解したらいいのですか。

○牛島需給調整事業課長 7ページ目のほうは、オンラインプラス郵送で目標という形です。

○八剣専門委員 でも、8ページ目のほうが大きいですね。

○牛島需給調整事業課長 8ページ目は実績という形になっています。

○八剣専門委員 8ページ目の「職業安定法に基づく手続」の（郵送）の「職業紹介事業更新時」と書いてあるのは、7ページ目の「職業紹介事業更新時」と書いてあるものとは違うものなのですか。

○牛島需給調整事業課長 それは対応しています。（1）は（1）に対応しております。

○八剣専門委員 （1）は対応していて、（7）のほうが小さいですね。これ、当初と言

っているので、今はこうなりましたと読むのですか。

○牛島需給調整事業課長 そうです。そういうことです。

○八刃専門委員 今はこうなりましたと読むのですか。

○牛島需給調整事業課長 少なくとも時点経過がございまして、2018年度は8ページのよ  
うな状況になっておりますという形で整理しております。

○八刃専門委員 ごめんなさい。ということは、オンラインプラス郵送の今現在の実績値  
の数字はどこを見るとわかるのですか。

○高橋部会長 オンラインは0なのですよね。

○牛島需給調整事業課長 オンラインは0でございます。

○堤専門委員 8ページですね。

○八刃専門委員 8ページのオンラインの(1)から(7)は、いずれもオンライン申請  
率は0%。ということは、当初は0.07あったのも0に戻ったということですか。

○牛島需給調整事業課長 いいえ、この当初のほうには郵送が含まれております。7ペー  
ジのほうは、オンラインプラス郵送で、当初の状況はこういう状況でございましたと。恐  
縮です。

○八刃専門委員 わかりました。物すごくシンプルな質問をさせていただくと、これは全  
部オンラインということは、システムがあるということですね。

○牛島需給調整事業課長 オンラインで受け付けられるシステムがあります。

○八刃専門委員 受け付けられなければこの表の意味がないですから、システムがある  
ということですね。どう考えても郵送のほうが高難易度が高いと私は思うのですけれども、郵  
送よりもオンラインのほうが少ないということですね。

○高橋部会長 要するに、ガイドライン機能とかがないのではないですか。見て、これは  
無理だと。

○八刃専門委員 でも、どんなにシステムを難しくつくっても、郵送よりは簡単なような  
気がします。

○高橋部会長 私はそうは思わない。

○八刃専門委員 そうですか。

○高橋部会長 私は、もうやめようと思います。難しいシステムだったら、こんなのはや  
める、そのほうが早いやという話になると思います。

○安念部会長代理 なるでしょうね。

○八刃専門委員 わかりました。以上です。

○高橋部会長 では、次に行きましょう。

細かい話が多くて時間を食ってしまって、お忙しい皆様大変申し訳ないのですが、児  
童福祉法のほうに行きたいと思えます。

これというのは、この届出についてローカルルールはないのですよね。

○竹林保育課長 放課後ですか。

○高橋部会長 はい、放課後。児童健全育成事業の届出については、最低限と書いてあるけれども、要するに、全国一律にこれだけ要求していて、それが最低限であって、それ以上のことは要求していないと。

○田村子育て支援課長 そういうことでございます。

○高橋部会長 ほかのどんな自治体でも最低限のものだけしか要求していないと。

○田村子育て支援課長 そうです。国の省令で示して、必要な項目ということで、それをとっていただいている。

○高橋部会長 では、ローカルルールはないということですか。

○田村子育て支援課長 はい。

○高橋部会長 別段の項目を欲しいみたいなものは。

○田村子育て支援課長 それは、自治体で何か独自にとっているかどうかというのは、そこまで調べていないのでわかりませんが、国のほうで何かお示し。

○高橋部会長 いいえ、問題は、自治体が御自身の判断で、届出項目を増やしたいとか、おれの県は特殊だからこういう項目も届出のときに把握したいとか、そういうのがあるかどうかというお話です。

○田村子育て支援課長 すみません。私、その件については聞いていませんし、把握しておりません。

○高橋部会長 最低限の項目であるというのは、ある意味では、ひょっとしたら上乘せ項目があるのかな。

○田村子育て支援課長 これ以上のことがあるかもしれないということですね。

○高橋部会長 そこはちょっと把握して。申し訳ないのですが、そこはちょっとヒアリングしていただきたいと思います。

○田村子育て支援課長 はい。

○高橋部会長 独自項目があれば共通システム化できないので、そこは。事業者にとっても標準書式を使えなくなりますから、そこは是非そういうふうにしていただければと思います。

もう一つ。私ばかりで申し訳ないのですが、これというのは、図面を確認するということは、届出のときに本人確認の手続が要らないということですね。

○竹林保育課長 保育所の話ですか。

○高橋部会長 保育所ですね。

○竹林保育課長 本人確認が要らないというのは。

○高橋部会長 事業者の本人確認は要らない。例えば役員証明とか、いろいろなものは要らないということですね。

○竹林保育課長 添付書類の中でそういう役員名簿みたいなものとか、判こ、印鑑みたいなものとかあります。その本人確認の意味合いですけれども、定款であるとか、登記簿であるとか、そういうものは添付書類の中にはあります。

○高橋部会長 わかりました。ただ「電子的な手続きのみで完結しない」と書いてあるのです。要するに、本人であるということを確認できれば、本人の印鑑証明などは要らないと思うのです。

○竹林保育課長 ここで電子手続で完結できないと。これは自治体に対する聞き取り調査の結果なので。

○高橋部会長 それはしようがないと思っています。

○竹林保育課長 はっきり個別のことまでわからないのですが、結局、設置認可のときに何を確かしているかというところ、基準にちゃんと適合しているかどうかを確認するわけです。その図面だけでは、例えば面積をきっちり満たしているのかとか、微妙なところが。図面の中と、そこで計測されるあれでぎりぎりだったりする。そういうのを現地でもう一回確認するというのを。

○高橋部会長 そうすると、必ずやっているというわけではないのですね

○竹林保育課長 そういう場合がある。

○高橋部会長 場合があるということですか。

○竹林保育課長 ええ。

○高橋部会長 そういうことですか。わかりました。建築確認みたいに必ず現場確認をやっているのかなど。

○竹林保育課長 それはまた別の。設置認可とまた別の切り口で、例えば補助金を。保育所を1回つくるときには、いろいろなプロセスがありまして、最初はほとんどの保育所は補助金を受けてつくるものですから、そういう段階で一度は現場を見に行くことになると思います。ただ、設置認可というのは、実際に事業を始める1カ月ぐらい前、建物ができたような状況でやりますので、そこは現地確認をするケースもあれば、もう補助金の手続の中で終わっていたら、設置認可のときには不要だということもあると思います。

○高橋部会長 わかりました。そういうことで、勉強させていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。児童福祉法です。

どうぞ。

○川田専門委員 保育所等の許可申請に関してです。厚労省の保育所対策の基本計画では、平成29年度中に複数自治体の申請様式を参考に標準的様式を検討する。2つ目に、事業者への実態調査を踏まえ、削減に向けた方針を検討し、その運用の実態把握に取り組む。平成30年度中に各自治体に方針を通知し、各自治体は当該通知を踏まえ施行規則の改正等を行う。そして31年度にコスト削減を実現する。このような基本計画になっているわけですが、これは計画どおりに進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○竹林保育課長 いいえ。申し訳ございません。全くこのようにできておりません。先ほど少し御説明させていただきましたけれども、29年度、私たちも全く予測していなかったところで、幼児教育無償化の方針が決まりまして、認可施設の部分は、流すお金の量は変わりますけれども、システムそのものは大きく変わらずに、認可外保育施設でありますと

か、新制度に入って幼稚園についての事務フローは大きく変わるということで、結果的には、今問題になっている保育所のところは余り変わらないことにはなったのですけれども、途中過程ではどういう制度設計にするのか。今みたいに、認可のところはいじらないという落ちつきになったのも、まさに制度改正の検討を経て決まったことでありまして、ベースとなる制度が大きく変わり得る状況のもとで、こういう予定どおりの取組をやり切れなかったというか、おくれればせながら、これからしっかりやらせていただきたいと思ってい

るところでございます。

○高橋部会長 あと、標準様式ですが、自治体の使い勝手がいいように、そこは就労証明書と同じ経験を参考にさせていただいて、なるべく自治体がきちっとできるような形で。近い話ですので。自治体が使えらるような形でお願いしたいと思います。

どうぞ。

○濱西専門委員 確認なのですが、保育所等の設置認可等の手続について、先ほど、一連の手続があるとおっしゃっていたのでちょっと気になったのです。一連の手続において同じ書類を重複的にとるとか、そういうことはないと理解してよろしいのでしょうか。

○竹林保育課長 そのあたりも、正直、よく把握ができておりません。もともと保育所の設置は、かつては国の基準が全国に適用された上での自治事務だったのですけれども、地方分権一括法のときに、国の示した基準をもとにしながら、基準そのものが条例に委任されていて、国の基準に対して、追加でいろいろな基準を付加することが制度的に認められていて、基準自体が全国一本でない上に、その事務が自治事務という形になっています。

さらに、補助金の世界になりますと、どういう書類をとって、その補助金の執行の適正性を担保するかについては、法令上の縛りもないです。国として最低限これだけの情報がないと国の2分の1の補助はできませんよという国が示している最低限のものはありますけれども、最後は、市町村が保育所に補助金を出すわけですが、その時点でどれだけのものを確認できたら補助金を出すかということは、国の法令のみならず、自治体の条例の縛りもなく、補助要綱とかそういう世界になるものですから。しかも、都道府県行政ではなくて。設置認可は都道府県だったりしますけれども、そちらの補助金のほうは市町村だったりする。指定都市や中核市はそこを一発でやったりしていますけれども、一般市の場合は認可権者と補助金が違う。ただ、これはばらばらにできません。市町村が施設整備の補助金だけ出して、後で都道府県が認可をノーと言ったら、それは無駄に終わるわけですので、実質的には異なる行政主体が連携して一つの保育所の設置に至るまでの手続をやっているという状況でございます。そのあたり、つぶさに、どこの自治体がどういう書類を要求していて、そこに重複がないかどうかとか、実態を把握しかねているところがございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 まずは、実態を把握されて、できるだけ事業者負担がないような形で御指導をお願いできればと考えます。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 実際に、私ども、東京都の中で東京都の基準の認可外保育をやらせていただいています。今、御説明にあったように、認可外保育所をやりますというのを東京都に届ける。ただ、その場合、補助負担は地域のほうから出てきますので、市が負担補助していいですよというときは補助金を。実は、施設というよりは利用者に補助を出すか出さないか。

先ほど、何度か同じ書類を出さないのですかとおっしゃられたところに付随して言えば、実は、認可外保育所に関しては、開設をしますというときに、多分、開設をするという4枚か5枚ぐらいの書類、届けを出して、この部分で終わりになります。

その後、もちろん抜き打ちで検査とかは来られるのですけれども、例えば補助金等を欲しい、該当する施設であるかどうかというのは、企業主導型保育事業であるみたいな認定書の写しを出してくださいみたいな形なので、毎回毎回同じような事業主体の登記簿謄本を出したり、役員のもを出したりという形の同じような重複作業というのは、認可外保育所が何かの補助金をもらおうと思ったときには、現実には余り行われていないのではないかと感じます。

ただ、認証とか認可保育に関しては、補助金といいますか、助成の金額も大きいので、場合によっては、手続に煩瑣なものがあったりということはあるかもしれませんが、少なくとも認可外保育所のような形で、ある程度この基準に決まったもの、図面の写しだとか、そういうものを添付して出すということは、基準を下げればできるのであれば、今の認可や認証というのがすごく厳格化にしているのは、部会長の御発言にあった現地調査の中でしっかり厳格化して見ていけばいい。最初の届出のところを何度も行ったり来たりは違うのではないかと御発言の趣旨は理解していただければと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

とにかく実態を把握していただいて、多分、共通して横流しできる情報があれば横流しする。要するに、行政間の連携でできる部分は追求していただくという方向で是非お願いしたいと思います。その辺、実態把握も含めてお願いしたいと思います。

次、介護保険、老人福祉についてはいかがでしょうか。ベストプラクティスを是非厚生労働省内で共有していただきたいと思います。

ほかはいかがですか。

⑭ですけれども、ICTの導入支援事業を営業の許認可に広げるというのはできるのでしょうか。

○尾崎振興課長 営業の許認可そのものに使うという形にはならないと思います。というのは、受付側は自治体になりますので、直接このICTの機材をもって何かができるという形にはならないと思います。どちらかというと、今、介護現場で指定の申請とかという業務も多少あるのですが、それは全体から見ると6年に一度しか更新とかがございませんので、その部分というよりは、ふだんの業務を効率化する、そういった観点から入れているも

のと思っただけだと思います。

○高橋部会長 ⑩ですが、先ほどと同じで、部分的にはある手続については増えた。例えば老人福祉施設の変更届出ががぼっと増えていますので、そこは是非分析していただいて、全体として2割削減に。当該法律で20%削減が達成できるように是非お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

一通りいきました。あと、何か御指摘賜ればと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○北波総務課長 先ほど堤専門委員から御質問いただきましたことにつきまして、ちょっと追加します。

基本的に、書類だけではなくて届出をした場合には現地調査はやっているということで、そこで設置されているかどうかの確認をしているところです。先ほど御答弁を差し上げたとき、そこが抜けておりましたので、追加させていただきます。

○高橋部会長 それはどの施設についてですか。

○北波総務課長 エックス線の。

○高橋部会長 エックス線のほうね。わかりました。

どうぞ。

○牛島需給調整事業課長 私からも。

八刃専門委員からの御質問に関しまして誤った御回答を申し上げてしまったので修正をさせていただきますと思います。

7ページの⑧のところであります。1点目は、ここに載っております当初の数字というのは、その時点でのオンラインの件数を分子にとったものでありますので、そういった意味では、郵送を入れてというところは私の誤解がありまして大変失礼いたしました。

その上で、8ページのほうで、2018年度の実績が0%になっているというのは、サンプルのとり方が、2018年度におきましては全数調査ではございませんで、個別計測の中で協力をいただいているところの中からオンラインのところを出しているものですから、そこが正確に網羅的にはとれていないところでの差というふうに御理解いただければと思います。

もう一つは、高橋部会長からございましたe-Govに全部載っているのかというところについてです。大変恐縮ですが、7ページのⅡの(2)(3)(4)はまだ手続といいますか、e-Govに搭載はされておられません。先ほど全部載っていますと申し上げましたけれども、そこはどうして載っていないのかという原因を分析した上で、何が課題なのかというところは精査したいと思っております。恐縮でございます。

○高橋部会長 よろしく申し上げます。

全体として、厚労省の御業務は非常に広範にわたっていて、一つ一つの手続を見ないと削減効果が上がらないので、皆様方大変だと思いますが、よい経験は全省的に共有化していただいて、思い切って全体として20%削減。難しいところはしようがないので、全体と

してできるところは削減して、是非全省的に20%削減ということで。かつ、個別の法令については個別のところでは責任を持っていただいてしっかり削減していただければと思います。

○堤専門委員 一言だけよろしいですか。

本当にこれを推進したいと思っていらっしゃるのであれば、オンライン等でも報告ができますよということを派遣や職業紹介の責任者講習の際に丁寧にお伝えいただければ。何となく、窓口に行ってやったほうがいいようなことを責任者講習の中で伝えられている。それだけ人を扱う職業の紹介も派遣も大事な厳しい仕事だからというニュアンスで教えていただいていたようですので、こういうものがあるのだよということを是非責任者講習の中で広めていただければと思います。

以上です。

○牛島需給調整事業課長 貴重な御指摘としますので、早速そこは手を打ちたいと思っております。

○高橋部会長 お役所と長くつき合っていると、窓口で指導して、優良業者に育成したいみたいな。窓口まで呼んで、懇々と諭して優良業者にしたいみたいな。熱心な方ほどそう思われるのですけれども、デジタルの時代でそういうことをやっていたら、なかなか、改革は進まない。大体、そういう行政指導はいけない話なので、行政スタイル自身を変えるという方向で御検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

大変長引きまして恐縮でございます。お忙しい中ありがとうございました。それでは、これまでにさせていただきたいと思えます。

議題は以上でございます。事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、事務局から後ほど御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 これにて会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。委員の方、専門委員の方はお残りいただければと思います。

どうもありがとうございました。

○北波総務課長 どうもありがとうございました。